

「北海道小規模企業振興条例」の解説
(趣旨)

経済部地域経済局中小企業課

目 次

【解説】

前文 … 1

第1章 総則（第1条—第10条） … 2

第1条 目的 … 2

第2条 定義 … 2

第3条 基本理念 … 4

第4条 道の責務 … 5

第5条 小規模企業者の努力 … 6

第6条 小規模企業関係団体の役割 … 6

第7条 金融機関の役割 … 7

第8条 大学等の役割 … 8

第9条 小規模企業者以外の事業者の役割 … 9

第10条 市町村との連携等 … 10

第2章 基本的施策（第11条—第19条） … 11

第11条 施策の基本方針 … 11

第12条 経営体質の強化 … 12

第13条 事業の承継の円滑化 … 12

第14条 創業等の促進 … 13

第15条 地域における支援体制の整備 … 14

第16条 円滑な資金の供給 … 14

第17条 小規模企業振興方策 … 15

第18条 財政上の措置 … 15

第19条 顕彰 … 15

【条例全文】

道内の企業数の約9割を占める小規模企業は、地域の経済及び雇用を支える重要な担い手であり、地域経済の健全な発展と地域社会の安定に必要な不可欠な存在である。

しかしながら、本道においては、全国を上回るスピードで少子高齢化が進行していることにより、生産活動及び消費活動の両面での深刻な影響が懸念され、さらに、小規模企業においては、需要の減退による競争の激化や後継者の不在などにより、その取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

こうした状況の下では、小規模企業者のみならず、国、道、市町村、小規模企業関係団体などの全ての関係者が危機感を共有し、経済社会情勢の変化に的確に対応しながら、一体となって地域の小規模企業の持続的な発展を図っていくことが先人たちから継承してきた私たちのふるさとを将来に引き継いでいく上で極めて重要である。

このような考え方に立って、小規模企業の振興を通じ、地域経済の活性化及び安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの条例を制定する。

【解 説】

- ◆ 前文は、条例本体の前に置かれ、具体的な規範（行動等の基準）を定めたものではありませんが、本条例を制定する背景や条例の目的などを明らかにし、条例全般にわたり各条文の解釈・運用上の基準となるものです。
- ◆ 条例制定の背景として、道内の企業数の約9割を占める小規模企業は地域の経済と雇用を支える重要な担い手であること、その小規模企業は厳しい経営環境にあること、北海道は全国を上回るスピードで少子高齢化が進行していることを明らかにしています。
- ◆ この状況を踏まえ、私たちのふるさとを将来に引き継いでいくためには、小規模企業者だけではなく、国、道、市町村、関係団体など全ての関係者が危機感を共有し、一体となって地域の小規模企業の持続的な発展を図っていくことが極めて重要であることを示しています。
- ◆ 以上のような考え方を基本として、小規模企業の振興を通じ、地域経済の活性化及び安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与することを目的として、道民の総意で条例を制定することを示しています。

【参 考】

- ◆ 道内151,402社の民間企業のうち、99.8%が中小企業で、うち85.2%を小規模企業が占めています。

〈中小・小規模企業数(2014年)〉 (2016年版中小企業白書による)

区 分	中小企業	うち小規模企業 (中小企業に占める割合)	大企業	合 計
北 海 道	151,123(99.8)	128,686(85.2)	279(0.2)	151,402(100.0)
全 国	3,809,228(99.7)	3,252,254(85.4)	11,110(0.3)	3,820,338(100.0)

第1章 総 則

この章では、本条例の目的や用語の定義のほか、小規模企業の振興に当たっての基本理念とともに、道の責務やその他関係者の役割等を規定しています。

(目的)

第1条 この条例は、小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関、大学等及び小規模企業者以外の事業者（その事業に関し小規模企業者と関係がある事業者に限る。第3条第2項及び第9条において同じ。）の役割等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

【解 説】

本条では、本条例の目的を規定しています。

- ◆ 本条例は、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済の活性化と地域社会の持続的な発展に資することを目的としています。
- ◆ この目的を達成するためには、本道における小規模企業の振興を小規模企業者自身をはじめとする関係者が一体となり進めていくことが重要であることから、第3条以下において、小規模企業振興の基本理念を定め、条例の制定主体である道の責務や関係者の役割等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることとしています。
- ◆ 後述（第9条）のとおり、小規模企業者以外の事業者とは、大企業及び中堅企業（小規模企業者以外の中小企業者）を意味します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者であって、道内に事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業関係団体 商工会、商工会議所その他の小規模企業者の支援に関係する団体をいう。
- (3) 大学等 大学及び高等専門学校その他試験研究機関をいう。

【解 説】

本条では、本条例の中で用いられる用語のうち、必要なものを定義しています。

《第1号》

- ◆ 本号は、この条例における「小規模企業者」の範囲を定めたものであり、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法の「小規模企業者」の範囲と同様としています。会社のみならず、従業員の要件を満たす個人事業主を含みます。
- ◆ 道内に本社を有する企業はもとより、道外に本社を有する企業であっても、道内に事業所（営業拠点や工場等）を有する場合には、地域の経済や雇用に一定の役割を有していると考えられることから、「道内に事業所を有するもの」と規定しています。

中小企業基本法

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。

小規模企業振興基本法

(定義)

第二条 この法律において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者をいう。

【参 考】

- ◆ 農林漁業者なども、中小企業基本法の要件を満たせば同法上の小規模企業者となります。ただし、個別の法律では定義が異なる場合があります。

《第2号》

- ◆ 本号は、この条例における「小規模企業関係団体」の範囲を定めたものです。
なお、「その他の小規模企業者の支援に関係する団体」とは、商工会や商工会議所以外の各種の商工団体をはじめとする、小規模企業支援に係るさまざまな団体を含み、例えば北海道商工会連合会、(一社)北海道商工会議所連合会、北海道中小企業団体中央会、北海道商店街振興組合連合会、(公財)北海道中小企業総合支援センター、(一社)北海道中小企業家同友会などを想定しています。

《第3号》

- ◆ 本号は、この条例における「大学等」の範囲を定めたものです。
- ◆ 「大学」には短期大学を含み、また「その他試験研究機関」とは、試験研究に関する独立行政法人や地方公共団体の試験研究機関などを想定しています。

(基本理念)

第3条 小規模企業の振興は、小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手であり、地域社会において重要な役割を担っていることに鑑み、その事業の持続的な発展が図られるよう、小規模企業の経営環境及び経営実態その他地域の実情に応じて総合的に推進されなければならない。

2 小規模企業の振興は、国、道、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関、大学等及び小規模企業者以外の事業者の適切な役割分担の下に、一体的に推進されなければならない。

3 小規模企業の振興に当たっては、小規模企業者がその経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。第11条第1号において同じ。）を有効に活用し、その活力の向上が図られ、円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮されなければならない。

4 小規模企業の振興に当たっては、個別の小規模企業の経営の規模及び形態を踏まえ、その主体性が十分に発揮されるよう配慮されなければならない。

【解説】

本条では、小規模企業の振興を図る上での基本的な考え方を規定しています。

《第1項》

◆ 小規模企業の振興は、小規模企業が、本条例の前文で明らかにしているとおり、地域の経済と雇用を支える担い手であり、地域社会で重要な役割を担っていることを考え合わせると、小規模企業の事業の「持続的な発展」が図られるように、小規模企業を取り巻く経営環境（外国為替相場や原材料・燃料価格の変動等全国規模の要因）、経営実態（資金や経営資源などの確保が困難であることなど）及び地域の実情（地域の急速な人口減少、後継者不在率の最も高い地域であること、地域への大型店の進出や地域経済を支える特定産品の不漁・不作等地域特有の状況）などに応じて総合的に推進されなければならないという基本的な考え方を示すものです。

《第2項》

◆ 小規模企業の振興は、行政機関及び関係団体、金融機関等、小規模企業の振興に関わる者のそれぞれの専門分野を活かした適切な役割分担のもと、一体的に推進されなければならないという基本的な考え方を示すものです。

◆ なお、道の責務や小規模企業関係団体など関係者の役割などについては、第4条から第10条までにおいて規定しています。

《第3項》

◆ 小規模企業は設備や技術など経営資源の確保が、大企業などと比べて困難な部分があることから、小規模企業の振興に当たっては、施策の展開などにおいて、その経営資源を有効に活用し、活力の向上を図り、円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮しなければならないという基本的な考え方を示すものです。

経営資源については、中小企業基本法第2条第4項の定義を参考としています。

《第4項》

◆ 小規模企業の振興を図るには、小規模企業の主体的な努力が重要であることから、小規模企業の振興に当たっては、個別の小規模企業の経営の規模や形態を考慮した上で、その小規模企業の主体性が発揮できるよう配慮するという基本的な考え方を示すものです。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、前項の施策を推進するに当たっては、国、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関及び大学等と緊密な連携を図るものとする。

3 道は、小規模企業が地域経済の活性化及び道民生活の向上に貢献し、並びに地域社会において重要な役割を担っていることについて、道民の理解を深めるよう努めなければならない。

【解 説】

本条では、条例の制定主体である道の責務について規定しています。

《第1項》

◆ 道は、第3条において規定する基本理念にのっとり、第2章において規定する小規模企業の振興に関する基本的施策を総合的に策定し、及び実施する責務を負っていることを示しています。

《第2項》

◆ 道が第1項の施策を実施するに当たり、国、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関及び大学等と緊密な連携を図ることを示しています。

《第3項》

◆ 小規模企業の振興には、道民の皆様には、小規模企業の地域経済の活性化等への貢献や、地域社会において担う重要な役割についてご理解を深めていただくことが必要であることから、道は、道民の皆様にご理解を深めていただくよう、普及・啓発などを行うよう努めることを示しています。

(小規模企業者の努力)

第5条 小規模企業者は、基本理念にのっとり、その事業の持続的な発展を図るため、円滑かつ着実な事業の運営に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。

2 小規模企業者は、その事業の持続的な発展に関し、地域における他の小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関及び大学等と連携するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、小規模企業者自身の努力を規定しています。

《第1項》

◆ 小規模企業者は、第3条第1項において規定したとおり、地域の経済及び雇用を支える担い手であり、地域社会において重要な役割を担っています。そのため、小規模企業者は、基本理念にのっとり、自身の事業の円滑かつ着実な運営に努力すること、また、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努力することを示しています。

《第2項》

◆ 小規模企業者が、他の小規模企業者や商工会・商工会議所などの小規模企業関係団体や金融機関、大学等と連携することにより、単独では確保が困難な経営資源の確保に繋がり、その事業の持続的な発展に資することから、他の主体と連携するよう努力することを示しています。

(小規模企業関係団体の役割)

第6条 小規模企業関係団体は、基本理念にのっとり、小規模企業の経営の改善及び向上に資するよう小規模企業を積極的に支援するとともに、その支援に当たっては、他の小規模企業関係団体及び金融機関等と相互に連携するよう努めるものとする。

2 小規模企業関係団体は、国、道、市町村等が行う小規模企業の振興に向けた取組に参画するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、小規模企業関係団体の役割を規定しています。

《第1項》

◆ 小規模企業関係団体は、基本理念にのっとり、相談や指導等を通じ、小規模企業の経営課題等を把握し、解決に向けたきめ細やかな支援積極的に取り組む役割があることを示すとともに、複雑化・高度化した経営課題解決に向け、他の小規模企業関係団体や金融機関等と連携するよう努める役割があることを示しています。

《第2項》

◆ 前項で規定したとおり、小規模企業関係団体は小規模企業を積極的に支援する役割があることから、国や道、市町村が行う小規模企業の振興に関する取組に参画するよう努める役割があることを示しています。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、基本理念にのっとり、小規模企業への円滑な資金の供給及び小規模企業の経営の支援を行うとともに、小規模企業に対する支援及び協力を通じ、地域経済の活性化に努めるものとする。

【解説】

本条では、金融機関の役割を規定しています。

- ◆ 金融機関とは、銀行や信用金庫、信用協同組合など預貯金取扱金融機関、信用保証協会法に基づく信用保証協会、株式会社日本政策金融公庫法に基づく日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫法に基づく商工組合中央金庫を指します。
- ◆ 金融機関の役割として、小規模企業への円滑な資金の供給及び経営支援に協力する役割があることを示すとともに、小規模企業に対する支援及び協力を通じて地域経済の活性化につなげていくよう努める役割があることを示しています。

(大学等の役割)

第8条 大学等は、基本理念にのっとり、小規模企業者が行う新商品及び新技術の開発その他の事業活動に関して必要な助言、研究成果の普及等を行うよう努めるものとする。

【解説】

本条では、大学等の役割を規定しています。

- ◆ 大学等（大学及び高等専門学校その他試験研究機関をいう。）における研究活動や成果の普及は、小規模企業者自身が持つ研究開発機能を補完するなど小規模企業の振興に資するものであることから、大学等の役割として、小規模企業者の新商品や新技術の開発などへの助言や、研究成果の普及等の役割があることを示しています。
- ◆ 北海道科学技術振興条例において、大学等が企業との連携による研究成果の実用化・事業化を通じて地域の活性化に貢献することを大学等の役割として定めており、大学等においてさまざまな地域貢献のための取組が行われています。本条に規定した「新商品や新技術の開発などへの助言や、研究成果の普及」のほか、人材育成や起業家教育への協力、各種分析・試験の実施などの取組の実施が想定されます。

北海道科学技術振興条例（平成20年3月31日条例第4号）

(大学等の役割)

第5条 大学等は、基本理念にのっとり、人材の育成並びに研究及びその成果の社会への還元等を通じ、地域貢献及び地域における知の拠点としての機能の充実に努めるものとする。

北海道科学技術振興条例逐条解説（第5条）

- ◆ 大学等においては、教育・研究機関としての役割に加え、近年は研究成果の社会還元等による地域貢献の機運が高まっており、関係機関・企業等との連携による研究開発や人材育成のほか、広く一般道民を対象とした開放事業や公開講座を行うなど様々な取組が行われています。
- ◆ 本条において、大学等は、科学技術や地域の産業の次代を担う人材の育成をはじめ、本道の地域特性を生かした研究開発や企業等との連携による研究成果の実用化・事業化等を通じて、地域の活性化に貢献するとともに、集積した人材や知識を生かした「知の拠点」としての機能の充実に努めることが求められていることを示すものです。

(小規模企業者以外の事業者の役割)

第9条 小規模企業者以外の事業者は、基本理念にのっとり、地域の経済及び雇用を支える担い手である小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、小規模企業の事業機会の創出その他小規模企業者に対する必要な協力を行うよう努めるものとする。

2 小規模企業者以外の事業者は、道が実施する小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、小規模企業者以外の事業者の役割を規定しています。

《第1項》

◆ 小規模企業者以外の事業者とは、大企業及び中堅企業（小規模企業者以外の中小企業者）で、その事業に関し小規模企業者と関係のあるものをいいます。小規模企業者以外の事業者は、小規模企業と比較して企業数こそ少ないものの、多くの労働者を雇用し、また地域の中で取引が集中している企業があるなど、その事業活動は地域に大きな影響力を持っていること、小規模企業者以外の事業者からの受注により仕事を確保している小規模企業者があることから、小規模企業の果たす役割について理解を深めるとともに、小規模企業の事業機会の創出その他の小規模企業者に対する必要な協力を行うよう努める役割があることを示しています。

◆ 「小規模企業の事業機会の創出」とは、小規模企業以外の事業者による、小規模企業者への発注の拡大やそれに係る情報の提供、小規模企業者が供給する商品やサービスの活用などをいいます。

◆ 小規模企業振興基本法第8条第3項に準じ、本条例では第1条において、小規模企業者以外の事業者については「その事業に関し小規模企業者と関係がある事業者に限る」と規定していますが、その事業に関し小規模企業者と関係がない事業者についても、第4条の道の責務において、道は小規模企業者の役割について理解を深めるよう努めることと規定しています。

《第2項》

◆ 本項では、小規模企業振興基本法第8条第3項の規定と同様、小規模企業者以外の事業者は、道が実施する小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努める役割があることを示しています。

小規模企業振興基本法（平成二十六年法律第九十四号）

（小規模企業者の努力等）

第八条

3 小規模企業者以外の者であって、その事業に関し小規模企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するようしなければならない。

(市町村との連携等)

第10条 道は、小規模企業の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた小規模企業の振興に関する取組に対して連携協力するとともに、小規模企業の振興に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を要請するものとする。

【解説】

本条では、市町村との連携等について規定しています。

- ◆ 市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、住民生活、地域社会全般に対する責任を有しており、地域の実情に最も精通していることから、小規模企業の振興に関し、重要な役割を果たすことが期待されます。

本条例第3条第2項において、「小規模企業の振興は、道と市町村などの適切な役割分担の下に、一体的に推進する」と規定していますが、市町村は道と対等な関係にある地方公共団体であり、市町村自らが自主的に小規模企業の振興に関する取組を実施できることから、本条例では、市町村が行う地域の実情に応じた小規模企業の振興に関する取組に対して道が連携協力することを示し、市町村が行う「経営体質の強化」「事業の承継の円滑化」「創業等の促進」の具体的な取組を連携・協力しながら一体となって展開していきます。

- ◆ また、小規模企業の振興に関し必要があると認めるときは、市町村に対して必要な協力を要請することを示しています。必要がある場合の例としては、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の策定依頼や、本条例第15条に規定する、地域における支援体制の整備に関する要請などを想定しています。

第2章 小規模企業の振興に関する基本的施策

この章では、第4条に定める道の責務に関連し、小規模企業の振興に関し道が取り組む基本的施策について規定しています。

(施策の基本方針)

第11条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

- (1) 小規模企業の経営体質の強化（経営資源、人材及び財務の状況を向上させることをいう。次条及び第16条において同じ。）を図ること。
- (2) 小規模企業の事業の承継の円滑化を図ること。
- (3) 小規模企業に係る創業及び新たな事業分野への進出（第14条及び第16条において「創業等」という。）の促進を図ること。

【解説】

本条では、道が3つの基本方針に基づき、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進することを規定しています。

- ◆ この3つの基本方針は、道が、国の小規模企業振興基本法の制定や同法に基づく基本計画の策定などを踏まえ、地域の経済・雇用を支える小規模企業の振興がどうあるべきかについて、平成27年3月に取りまとめた「本道の小規模企業振興のあり方」の中で「小規模企業の振興に向けた基本的な考え方」として示した、「経営体質の強化や円滑な事業承継の実現により企業が事業活動を維持し持続的に発展していけるようにすること、また、起業や第二創業を促進し、企業の新陳代謝を活発にしていくことを重視していく必要がある」との記述を踏まえています。
- ◆ 「経営体質の強化」とは、小規模企業の事業の持続のためには、設備や技術、従業員や経営者の知識や技術情報などの企業が持つ経営資源と、新たな人材がもたらす知識や発想、健全な財務状況が必要なことから、中小企業基本法第2条第4項に定める「経営資源」に小規模企業者の人材及び財務の状況を加えたものの強化を図ることとしています。

中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条

- 4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

(経営体質の強化)

第12条 道は、小規模企業の経営体質の強化を図るため、小規模企業関係団体による経営指導の促進、小規模企業の事業活動に有用な知識、技能等に係る研修の充実、小規模企業の事業活動を担う人材の育成、道外からの人材の誘致その他の必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

本条では、小規模企業の振興に関する施策の基本方針の一つである、小規模企業の経営体質の強化を促進する施策を実施していくことを規定しています。

- ◆ 道は、小規模企業の経営体質の強化を図るため、小規模企業関係団体による経営指導の促進、小規模企業の事業活動に有用な知識、技能等に係る研修の充実、小規模企業の事業活動を担う人材の育成、道外からの人材の誘致などの施策に取り組むこととしています。
- ◆ 「その他の必要な施策」としては、売上げの拡大に向けた商談会の開催などの販路拡大支援や、各種支援施策などの情報の提供、国や企業などと連携した人材確保に向けた取組などが想定されます。
- ◆ また、第17条で、具体的な方策を示す「小規模企業振興方策」を策定することとしています。(平成28年7月に策定済み。)

(事業の承継の円滑化)

第13条 道は、小規模企業の事業の承継の円滑化を図るため、経営者の意識の醸成、後継者の育成等に係る研修の充実、事業の承継に関する情報の提供、事業の承継を支援する人材の育成、専門家による相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

本条では、小規模企業の振興に関する施策の基本方針の一つである、事業の承継の円滑化を促進する施策を実施していくことを規定しています。

- ◆ 道は、小規模企業の事業の承継の円滑化を図るため、経営者の意識の醸成、後継者の育成等に係る研修の充実、事業の承継に関する情報の提供、事業の承継を支援する人材の育成、専門家による相談体制の整備などの施策に取り組むこととしています。
- ◆ 「その他の必要な施策」としては、後継者不在の企業と後継候補者とのマッチングの促進などが想定されます。
- ◆ また、第17条で、具体的な方策を示す「小規模企業振興方策」を策定することとしています。(平成28年7月に策定済み。)

(創業等の促進)

第14条 道は、小規模企業に係る創業等の促進を図るため、創業等の準備の段階からその創業等に係る事業の健全な発展の段階までの各段階に応じた研修の充実及び情報の提供、起業家等による創業等のための相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

本条では、小規模企業の振興に関する施策の基本方針の一つである、創業等を促進する施策を実施していくことを規定しています。

- ◆ 道は、創業等の促進を図るため、創業等の準備の段階からその創業等に係る事業の健全な発展の段階までの各段階に応じた研修の充実及び情報の提供、起業家等による創業等のための相談体制の整備などの施策に取り組むこととしています。
- ◆ 「創業等」には、第11条に定めるとおり、創業と同様新規の事業展開がなされることから、一般に「第二創業」といわれる、既に事業を営んでいる企業を後継者が引き継ぎ、業態転換や新事業・新分野に進出するものを含みます。
- ◆ 創業等を促進するためには、起業を将来の選択肢の一つとして認識している方々、起業したいと考えているが具体的な準備に至っていない方々、起業に向けて具体的な準備をしている方への支援に加え、起業を実現した方についても、起業後経営体制を構築し、経営を安定させることができるまでの間の支援が必要であることから、本条では、「創業等の準備の段階からその創業等に係る事業の健全な発展の段階までの各段階に応じた」研修の充実及び情報の提供を行うこととしています。
- ◆ 「その他の必要な施策」としては、この条で例示の他に、企業応援税制の活用促進などが想定されます。
- ◆ また、第17条で、具体的な方策を示す「小規模企業振興方策」を策定することとしています。(平成28年7月に策定済み。)

(地域における支援体制の整備)

第15条 道は、各地域における小規模企業を支援する体制の整備を図るため、小規模企業者と小規模企業関係団体、金融機関及び大学等との連携その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、小規模企業を支援する体制の整備に当たっては、事業の承継等に係る小規模企業の秘密が保持されるよう配慮しなければならない。

【解 説】

本条では、地域における支援体制を整備していくことを規定しています。

《第1項》

◆ 小規模企業の抱える経営課題が複雑化・多様化・高度化し、対応には専門的な知識が必要なことから、道は、地域の小規模企業関係団体、金融機関、大学等及び地域で活動している専門家などと連携し、第11条で規定した施策の基本方針の「経営体質の強化」「事業の承継の円滑化」「創業等の促進」毎に、地域における、幅広い関係者からなるきめ細かな小規模企業を支援する体制の整備を図ることとしています。

《第2項》

◆ 道が、前項に規定する地域における支援体制の整備を図るに当たっては、特に事業承継に係る相談に関しては、小規模企業者が安心して相談等ができるよう、秘密が保持されるよう配慮しなければならないことを定めています。

(円滑な資金の供給)

第16条 道は、小規模企業の経営体質の強化及び事業の承継の円滑化並びに小規模企業に係る創業等の促進を図るため、金融機関等と連携し、小規模企業者、小規模企業の事業の譲渡を受けようとする者及び小規模企業に係る創業を行おうとする者に対する資金が円滑に供給されるよう必要な措置を講ずるものとする。

【解 説】

本条では、円滑な資金の供給について規定しています。

◆ 道は、第11条で規定した施策の基本方針の「経営体質の強化」「事業の承継の円滑化」「創業等の促進」を図るため、金融機関等と連携し、小規模企業者、小規模企業の事業を承継しようとする者、創業を行おうとする者に対する資金が円滑に供給されるよう、関係機関と連携し、制度融資の充実やクラウドファンディングをはじめ新たな資金調達手法の周知・検討など、必要な措置を講ずることとしています。

(小規模企業振興方策)

第17条 道は、小規模企業の振興を図るための具体的な方策（以下この条において「小規模企業振興方策」という。）を策定するものとする。

2 道は、小規模企業振興方策を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、小規模企業振興方策を変更した場合について準用する。

【解 説】

本条では、小規模企業振興方策について規定しています。 《第1項》

- ◆ 道は、条例の実効性の確保のため、小規模企業の振興を図るための取組の方向性を示す、「小規模企業振興方策」を策定することとしています。（平成28年7月に、概ね向こう5年間の振興方策を策定済み。）

《第2項》

- ◆ 小規模企業振興方策は、関係者のみならず広く道民の皆様に知っていただく必要があるため、遅滞なく公表することとしています。

《第3項》

- ◆ 小規模企業振興方策を変更した場合、前項に準じ、遅滞なく公表することとしています。

(財政上の措置)

第18条 道は、小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解 説】

本条では、財政上の措置について規定しています。

- ◆ 道は、第11条から第17条まで及び第19条に掲げた基本的施策を実施するため、必要な予算の確保に努めることとしています。

(顕彰)

第19条 道は、小規模企業の振興に関して顕著な功績があったものに対し顕彰を行うものとする。

【解 説】

本条では、小規模企業に対する顕彰の実施について規定しています。

- ◆ 小規模企業は、一般的に情報発信力が乏しく、認知度の向上を図ることが困難な部分があることから、その小規模企業の振興に係る顕著な功績等を発信し、対象となる小規模企業の認知度を高めることは、併せて他の小規模企業の模範となることが期待され、小規模企業の振興に資することとなるため、道が顕彰を実施することとしています。

北海道小規模企業振興条例

(平成28年条例第16号)

目次

前文

第1章 総則(第1条-第10条)

第2章 小規模企業の振興に関する基本的施策(第11条-第19条)

附則

道内の企業数の約9割を占める小規模企業は、地域の経済及び雇用を支える重要な担い手であり、地域経済の健全な発展と地域社会の安定に必要な不可欠な存在である。

しかしながら、本道においては、全国を上回るスピードで少子高齢化が進行していることにより、生産活動及び消費活動の両面での深刻な影響が懸念され、さらに、小規模企業においては、需要の減退による競争の激化や後継者の不在などにより、その取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

こうした状況の下では、小規模企業者のみならず、国、道、市町村、小規模企業関係団体などの全ての関係者が危機感を共有し、経済社会情勢の変化に的確に対応しながら、一体となって地域の小規模企業の持続的な発展を図っていくことが先人たちから継承してきた私たちのふるさとを将来に引き継いでいく上で極めて重要である。

このような考え方に立って、小規模企業の振興を通じ、地域経済の活性化及び安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関、大学等及び小規模企業者以外の事業者(その事業に関し小規模企業者と関係がある事業者に限る。第3条第2項及び第9条において同じ。)の役割等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者であって、道内に事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業関係団体 商工会、商工会議所その他の小規模企業者の支援に関係する団体をいう。
- (3) 大学等 大学及び高等専門学校その他試験研究機関をいう。

(基本理念)

第3条 小規模企業の振興は、小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手であり、地域社会において重要な

役割を担っていることに鑑み、その事業の持続的な発展が図られるよう、小規模企業の経営環境及び経営実態その他地域の実情に応じて総合的に推進されなければならない。

2 小規模企業の振興は、国、道、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関、大学等及び小規模企業者以外の事業者の適切な役割分担の下に、一体的に推進されなければならない。

3 小規模企業の振興に当たっては、小規模企業者とその経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。第11条第1号において同じ。)を有効に活用し、その活力の向上が図られ、円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮されなければならない。

4 小規模企業の振興に当たっては、個別の小規模企業の経営の規模及び形態を踏まえ、その主体性が十分に発揮されるよう配慮されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、前項の施策の推進に当たっては、国、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関及び大学等と緊密な連携を図るものとする。

3 道は、小規模企業が地域経済の活性化及び道民生活の向上に貢献し、並びに地域社会において重要な役割を担っていることについて、道民の理解を深めるよう努めなければならない。

(小規模企業者の努力)

第5条 小規模企業者は、基本理念ののっとり、その事業の持続的な発展を図るため、円滑かつ着実な事業の運営に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。

2 小規模企業者は、その事業の持続的な発展に関し、地域における他の小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関及び大学等と連携するよう努めるものとする。

(小規模企業関係団体の役割)

第6条 小規模企業関係団体は、基本理念ののっとり、小規模企業の経営の改善及び向上に資するよう小規模企業を積極的に支援するとともに、その支援に当たっては、他の小規模企業関係団体及び金融機関等と相互に連携するよう努めるものとする。

2 小規模企業関係団体は、国、道、市町村等が行う小規模企業の振興に向けた取組に参画するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、基本理念ののっとり、小規模企業への円滑な資金の供給及び小規模企業の経営の支援を行うとともに、小規模企業に対する支援及び協力を通じ、地

域経済の活性化に努めるものとする。

(大学等の役割)

第8条 大学等は、基本理念にのっとり、小規模企業者が行う新商品及び新技術の開発その他の事業活動に関して必要な助言、研究成果の普及等を行うよう努めるものとする。

(小規模企業者以外の事業者の役割)

第9条 小規模企業者以外の事業者は、基本理念にのっとり、地域の経済及び雇用を支える担い手である小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、小規模企業の事業機会の創出その他小規模企業者に対する必要な協力を行うよう努めるものとする。

2 小規模企業者以外の事業者は、道が実施する小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第10条 道は、小規模企業の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた小規模企業の振興に関する取組に対して連携協力するとともに、小規模企業の振興に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を要請するものとする。

第2章 小規模企業の振興に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第11条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

- (1) 小規模企業の経営体質の強化(経営資源、人材及び財務の状況を向上させることをいう。次条及び第16条において同じ。)を図ること。
- (2) 小規模企業の事業の承継の円滑化を図ること。
- (3) 小規模企業に係る創業及び新たな事業分野への進出(第14条及び第16条において「創業等」という。)の促進を図ること。

(経営体質の強化)

第12条 道は、小規模企業の経営体質の強化を図るため、小規模企業関係団体による経営指導の促進、小規模企業の事業活動に有用な知識、技能等に係る研修の充実、小規模企業の事業活動を担う人材の育成、道外からの人材の誘致その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業の承継の円滑化)

第13条 道は、小規模企業の事業の承継の円滑化を図るため、経営者の意識の醸成、後継者の育成等に係る研修の充実、事業の承継に関する情報の提供、事業の承継を支援する人材の育成、専門家による相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(創業等の促進)

第14条 道は、小規模企業に係る創業等の促進を図るため、創業等の準備の段階からその創業等に係る事業の健全な発展の段階までの各段階に応じた研修の充実及び情報の提供、起業家等による創業等のための相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地域における支援体制の整備)

第15条 道は、各地域における小規模企業を支援する体制

の整備を図るため、小規模企業者と小規模企業関係団体、金融機関及び大学等との連携の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、小規模企業を支援する体制の整備に当たっては、事業の承継等に係る小規模企業の秘密が保持されるよう配慮しなければならない。

(円滑な資金の供給)

第16条 道は、小規模企業の経営体質の強化及び事業の承継の円滑化並びに小規模企業に係る創業等の促進を図るため、金融機関等と連携し、小規模企業者、小規模企業の事業の譲渡を受けようとする者及び小規模企業に係る創業を行おうとする者に対する資金が円滑に供給されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(小規模企業振興方策)

第17条 道は、小規模企業の振興を図るための具体的な方策(以下この条において「小規模企業振興方策」という。)を策定するものとする。

2 道は、小規模企業振興方策を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、小規模企業振興方策を変更した場合について準用する。

(財政上の措置)

第18条 道は、小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第19条 道は、小規模企業の振興に関して顕著な功績があったものに対し顕彰を行うものとする。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。